

募 集

火葬場管理人を募集します

火葬業務および施設を管理していただく管理人（非常勤）を募集しています。

▼応募資格 60歳未満の方。

▼募集人数 1名

▼勤務場所 みどりヶ丘葬苑(青山)

▼勤務期間 7月1日～平成29年3月31日(更新する場合あり)

▼勤務時間 9時～17時のうち週29時間以内。

▼報酬 月額176,700円(別途通勤手当支給)

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募方法 履歴書(顔写真を貼付)に本人の住民票と普通自動車運転免許証の写しを添付のうえ、提出してください。

※後日面接を実施します。

▼提出期限 6月14日(火) 必着

▼提出先・問合せ 環境生活課環境対策係(〒061-0292 当別町白樺町58番地9/ ☎23-2503)

啓 発

外国人の雇用は適正に！

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

①雇い入れる前に就労が認められるか在留資格の確認を。

②外国人の雇い入れと離職は必ずハローワークに届け出を。

③社会保険等の加入をはじめ、適正な雇用管理を。

問い合わせは、お近くのハローワークまたは労働基準監督署へ。

▼詳細 商工課商工係(☎23-3129)



募 集

町税徴収嘱託員を募集します

町税の納付勧奨、滞納整理および収納管理事務の補助をしていただく嘱託員(非常勤)を募集しています。

▼応募資格 当別町在住の健康な方でパソコン事務や車の運転ができ、町税等の滞納がない昭和41年4月1日以降に生まれた方。

▼募集人数 1名

▼勤務場所 当別町役場

▼勤務期間 7月1日～平成29年3月31日(更新する場合あり)

▼勤務時間等 10時30分～17時(週28時間45分)、土曜・日曜・祝日等は除く。

▼報酬 月額176,700円

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募方法 履歴書(顔写真を貼付)に普通自動車運転免許証の写しを添付のうえ、提出してください。

※後日面接を実施します。

▼提出期限 6月15日(水) 必着

▼提出先・問合せ 税務課納税係(〒061-0292 当別町白樺町58番地9/ ☎23-2341)

夜 間

町税と町営住宅使用料の 夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料(家賃)の納付に関する相談などをお受けしています。

■今月の夜間窓口(共通)

6月9日(木)・23日(木)

19時30分まで

▼場所・問合せ 町税窓口：税務課納税係(☎23-2341)

町営住宅使用料窓口：建設課管理住宅係(☎23-3197)

給 付 金

高齢者向けの臨時福祉給付金 支給手続きはお済みですか？

今年度65歳以上となる方で、平成27年度分市町村民税の均等割が課税(または課税者に扶養等)されていない方を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」が支給されます。

対象になると思われる方は期日までに申請してください。

◎年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書(請求書)が送付された方

町から送付された書類を確認し、必要事項を記入。本人を確認する書類等の写しを同封のうえ8月3日(水)までに返送してください。

◎平成27年度臨時福祉給付金の 手続き等を行っていない方

4月上旬に「申請書送付申込書兼同意書」を送付しています。「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の対象になると思われる方は至急、担当へ問合せください。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部(ゆとろ内・☎25-2667)

納 税

6月30日は町道民税・固定 資産税(第1期分)の納期限

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。

病気や失業などのやむを得ない事情がある場合は、相談ください。

▼問合せ 税務課納税係(☎23-2341)

選 挙

**参議院議員選挙から
選挙権年齢が引き下げられます**

7月執行予定の第24回参議院議員通常選挙より選挙権の年齢が引き下げられ、選挙権は18歳以上の方になります。

選挙権を有する方には、入場券を送付しますので入場券を持参の上、投票会場までお越しください。

なお、入場券を紛失した場合でも投票することができます。

▼問合せ 当別町選挙管理委員会
(☎ 23 - 2330)

管 理

空き地は定期的に草刈りを

空き地の所有者や管理者は、雑草が放置されることのないよう早めに草刈りをするなどの適正な管理をお願いします。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

手 当

**児童手当の手続きを
お忘れなく**

児童手当の現況届は、児童手当等を引き続き受給する要件を確認する大切な手続きです。**6月30日**までに必ず提出してください。

前月まで児童手当を受給されていた方には、6月1日に現況届を郵送しますので、届かない場合は連絡ください。公務員の方は勤務先での手続きとなります。

※未提出の方は6月分以降の児童手当等が受給できなくなります。※未提出のまま2年が経過すると時効となり、受給できなくなりますのでご注意ください。

※手続きに必要なものは、同封の記載例等をご確認ください。

▼提出・問合せ 福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)

注 意

電気柵にご注意を！

電気柵は、重大な感電事故を発生させる恐れがありますので、法に沿った適切な安全対策を行ってください。

■電気柵を設置している方へ

- ・見やすい位置や間隔で、危険を知らせる表示を行ってください。
- ・家庭用電源から電気柵へ直接つなぐことは危険です。
- ・出力電源が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ・感電防止対策が正常に稼動する等の安全確認を実施すること。

■町民の皆さんへ

- ・電気柵は感電の危険性がありますので、近づかないようにしましょう。

▼問合せ 農林課耕地林政係
(☎ 23 - 3096)

狂犬病予防接種を実施します

マナーはしっかり守りましょう

犬を飼っている方は、年1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。次の日程で実施しますので、ご利用ください。

多数の犬が集まることで興奮状態になる恐れがある犬は、病院で個別に接種することをお勧めします。

▼日時・場所

日 程	時 間	場 所
6月26日 (日)	9:00 ~ 9:15	旧青少年会館前
	9:30 ~ 9:45	川下会館前
	10:00 ~ 10:15	南部地域会館前
	10:30 ~ 10:45	東蕨岱会館前
	10:55 ~ 11:10	西当別コミセン前

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)



犬猫などのペットの飼育マナー

- ・散歩の際には引き綱等を付けて**絶対放さない**。**フンは必ず持ち帰る**。
 - ・敷地内の専用トイレなど決まった場所で排便(尿)させる等、**排泄のしつけをする**。
 - ・狂犬病の予防接種は、**年1回必ず受ける**。
 - ・ペットの鳴き声や臭いなどに注意し、**近隣に迷惑をかけない**。
 - ・**犬の放し飼いはしない**。**猫は屋内で飼育する**。
 - ・**ペットは決して捨てない**。
 - ・飼主のいない猫や犬の**餌付けはしない**。
 - ・**生まれる子どもの飼育ができないのであれば、事前に不妊・去勢手術**を受けさせる。
- ※登録済みの犬が死亡した場合は、必ず環境生活課へ届け出てください。

町政功労者逝去

● 島田 春雄さん (太美町)

平成 28 年 5 月 19 日逝去 (90 歳)

平成 13 年町政功労者賞受賞

<経歴>

昭和 58 年から平成 7 年まで町議会議員として活動され、町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

個人番号

マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの申請は任意ですので、希望する方は申請してください。申請から受け取りまでは、約 2～3 カ月かかります。

①申請(初回のみ無料) 通知カードに同封された「個人番号カード(マイナンバーカード)交付申請書」を使って申請します。

②通知 マイナンバーカードができたなら、役場から通知書(ハガキ)で順にお知らせします。

③受け取り 通知書(ハガキ)、通知カード、本人が確認できる書類を役場住民課へ持参し、カードを受け取りください(受け取りの際に暗証番号の設定が必要です)。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2463)

水道

水道メーターの取替え

水道メーターは、計量法により 8 年ごとの取替えが義務付けられています。今年取替えの対象となる方にはハガキでお知らせします。取替え作業は町が指定した業者が行い、留守の間に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。なお、取替え作業にかかる費用の負担はありません。

また、最近、上下水道課等の行政機関を名乗る悪質業者の訪問が増えていますので十分にご注意ください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

検査

HIV 抗体検査等の検査や相談を受け付けています

▼検査内容 ① HIV 抗体検査
② 肝炎ウイルス検査 (B 型・C 型)
③ HTLV - 1 抗体検査

▼実施場所 江別保健所

▼料金 無料や有料になる場合がありますので、問合せください。

▼申込み・問合せ 江別保健所(代表・☎ 011 - 383 - 2111) (HIV 相談電話・☎ 011 - 383 - 3449)

更新申請

特定疾患医療受給者証等の更新申請について

現在お持ちの特定疾患医療受給者証等の有効期間は、**平成 28 年 9 月 30 日**までです。7 月 1 日から 9 月 30 日まで、江別保健所及び同石狩支所窓口で更新手続きを行っているほか、次のとおり当別町役場出張受付を行います。

▼日時 8 月 3 日 (水) 10 時～15 時 (12 時～13 時を除く)

▼場所 当別町役場 1 階大会議室

▼更新申請が必要な受給者証

- ・特定医療費(指定難病)及び特定疾患医療受給者証
- ・ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
- ・ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証(ただし、核酸アナログ製剤治療に限る)

▼その他 本人または同一世帯の家族が「特定疾患医療受給者証」または「医師診断書」を役場窓口で提示すると、更新手続きの際に提出する「住民票」「所得課税証明書」を無料で交付することができます。

▼問合せ 江別保健所 (☎ 011 - 383 - 2111)、江別保健所石狩支所 (☎ 0133 - 74 - 1142)

広告

広告